

## 第25回日ASEAN首脳会議

### 議長声明（和文概要）

（2022年11月12日）

●「日ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」実施計画改訂版の全ての実施項目が実施済み又は実施中であるという進展に満足をもって留意。（パラ3）

●日本ASEAN友好協力50周年の公式ロゴマーク及びキャッチフレーズ「輝ける友情 輝ける機会（Golden Friendship, Golden Opportunities）」の発表を歓迎。ASEANは、2023年に東京において日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議を開催することを期待。さらに、特別首脳会議において、将来の日ASEAN関係のための新たなビジョンを共同で発表することを期待。2023年12月を目処に東京で特別首脳会議、同年中に通常の日ASEAN首脳会議の双方を開催することで一致。2023年の「日本ASEAN友好協力50周年」への指定を歓迎。（パラ4）

●「2023年の日ASEAN50周年に向けた日ASEAN経済関係の強化」に関する提案を歓迎。「革新的で持続可能な日ASEAN経済パートナーシップの将来の設計図及び行動計画」の作成に向けた作業計画を歓迎。2023年に民間セクター主導の「日ASEAN経済共創ビジョン」の作成すると提案を歓迎。（パラ5）

●新型コロナ感染拡大の影響を緩和し、力強く強靱かつ持続可能な回復に向けた共同の取組を強化する上での日ASEAN協力の重要性を強調。ASEANは、日本が二国間及びACT-AやCOVAXといった多国間メカニズムの双方を通じて、ASEAN加盟国に対して新型コロナワクチン及び医療物資を供与し、財政支援借款を提供したこと、また、ASEAN感染症対策センター（ACPHEED）の設立に大きく貢献し、日本人保健専門家の可能な限り速やかな派遣等その完全な運用に向けて継続的に支援していることに感謝。ASEAN地域医療物資備蓄（RRMS）及びASEAN包括的復興枠組（ACRF）を含め、他のイニシアティブへの日本の支援を期待。（パラ6）

●世界及び地域の平和、安定及び繁栄への貢献における多国間主義、地域主義及び国際法遵守の重要性を強調。ASEANは、開かれ、透明で、包括的かつルールに基づく、発展する地域枠組におけるASEANの中心性への日本の継

続的な支持、並びにASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEAN+3（APT）、東アジア首脳会議（EAS）及び拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）等のASEAN主導のメカニズムへの日本の積極的な参加への感謝を表明。（パラ7）

●ASEANは、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」への日本の揺るぎない支持及び日本のAOIP協力に関するプログレス・レポートに反映された日ASEAN間の具体的な協力案件の進展を歓迎。AOIPと日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想が、平和と協力を促進する上で関連する本質的な原則を共有することを再確認。AOIP及び2020年に採択された「AOIP協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」に記載された主流となる4つの優先分野における実質的な協力及び連携の強化を通じて、日ASEANのパートナーシップを強化するとのコミットメントを再確認。（パラ8）

●日本の対ASEAN防衛協力イニシアティブであるビエンチャン・ビジョン2.0及びADMMプラスの下での日ASEAN防衛協力を歓迎。（パラ9）

●テロ、海洋安全保障、薬物の違法取引、経済安全保障及びサイバーセキュリティを含む共通の利益及び懸念の安全保障上の課題に対応するための協力を引き続き強化することを決定。日ASEANサイバーセキュリティ作業部会会合、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）及びASEAN加盟国及び他のパートナーに対する産業用制御システムサイバーセキュリティ訓練プログラムを通じたものを含め、サイバーセキュリティに関する協力強化のための日本の取組を歓迎。（パラ10）

●デジタル経済における機会を活用するため電子的な手段による国境を越えた情報及びデータの伝達を促進するとともに、国内及び国際的双方の法的枠組を尊重しながら消費者とビジネスの信頼を強化することの重要性を認識。貿易・投資を一層深化及び拡大する必要性を認識。2022年2月のASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定第一改定議定書の全ての当事国における発効を歓迎。地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な実施の重要性を改めて表明。世界貿易機関（WTO）を中心とする開放的、自由、公正で、包摂的、透明かつルールに基づいた非差別な多国間貿易システムへのコミットメントを再確認。貿易及び投資のために市場を開放的に保つというコミットメント

を強調。(パラ 11)

●包括的な回復に向けてASEANと日本が協力を一層強化する必要性を再確認。これに関し、「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の実施とレビューにおける進展を歓迎。(パラ 13)

●東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)における「デジタル・イノベーション、サステナブル・エコノミー・センター」設置の実現に向けた日本の協力を含め、ERIAへの日本の貢献を認識。(パラ 14)

●ASEANは、ASEAN連結性マスタープラン(MPAC)2025及び「連結性に関する第22回日ASEAN首脳会議共同声明」の実施の進展における日本の継続的な支援に感謝するとともに、具体的協力を期待。より自由で互恵的な日ASEAN航空協定の締結を期待。ASEANスマートシティ・プランニング・ガイドブックの発行及び2022年12月に予定する第4回日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合の開催を含め、ASEANスマートシティ・ネットワーク(ASCN)への日本の積極的かつ継続的な支援を歓迎。日ASEAN交通連携(AJTP)の下での様々な協力案件及び活動の進展に留意。(パラ 15)

●ASEANは、日・ASEAN統合基金(JAIF)によるASEAN統合イニシアティブ(IAI)作業計画IV(2021-2025)のイニシアティブの実施を通じたASEAN統合及び共同体設立努力に対する日本の継続的な支援を高く評価。日・ASEAN技術協力協定(TCA)の継続的な効果的実施を慫慂。地域における強靱で持続可能な農業及び食料システムのための協力を一層強化するための日本の新たなイニシアティブである「日ASEANみどり協力プラン」に留意。カンボジアのASEAN議長国支援のための能力構築の一部として追加的な5名のカンボジア外交官の2か月間のASEAN事務局へのアタッチメント・プログラムを含め、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム(CLMV)の若手外交官及び行政官のASEAN事務局へのアタッチメント・プログラムに対する日本の継続的な支援を歓迎。(パラ 17)

●ASEANは、21世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS)、文化のWAプロジェクト、さくらサイエンス交流プログラム、東南アジア青年の船(SSEAYP)、アセアン元日本留学生評議会(ASCOJA)、スポーツ・フォー・トゥモロー、日ASEANスポーツアクション及びアジア架け橋

プロジェクトを含む様々なプログラムを通じた人的交流及びスポーツ・文化交流に対する日本の継続的な支援を賞賛。ASEANは、日本及びASEAN加盟国間の今後の文化、スポーツ及び人的交流を促進するため、国際交流基金の文化のWAプロジェクト及びその他の取組の延長を期待。(パラ18)

●日ASEAN防災閣僚級会合(AMMDM+日本)及びJAIFを通じた、ASEAN防災緊急対応協定(AADMER)作業計画の実施及びASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)の稼働のための日本の継続的な支援に感謝。さらに、ASEAN緊急災害ロジスティックシステム(DELSA)の地域備蓄及びサテライト倉庫への日本の財政的支援に感謝。また、ASEANは、東南アジア災害リスク保険ファシリティ(SEADRIF)を通じた日本の支援に感謝。生物多様性、海洋ごみ、気候変動への対処、並びに、日・ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0の旗の下での、日・ASEAN環境協力対話(AJDEC)等の様々なフォーラムを通じた、強靱で、クリーンなエネルギーの、低炭素社会への移行の促進にあたっての更なる協力を奨励した。ASEANは、ASEAN気候ビジョン2050の達成のためのASEAN気候変動戦略行動計画2023-2030(ACCSAP)の策定に対する日本の支援を歓迎し、ブルネイにおけるASEAN気候変動センターの設立に対する日本の支援を一層慫慂。日本の「熊本水イニシアティブ」を通じた気候変動関連の課題への対応策の促進を期待。(パラ20)

●グリーンな将来、持続可能性、資源の効果的活用、強靱性及び経済競争力に向けてASEAN地域を徐々に変換することを目的としたASEANグリーンディールの立ち上げに関するカンボジアのアイデアに留意。(パラ21)

●地域におけるエネルギー転換の加速を支援するための十分な資金調達の必要性を確認。日本の「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)」及びその着実な実施に留意。日ASEAN特別法務大臣会合の開催といった法の支配を一層促進するための日ASEANによるイニシアティブを歓迎。(パラ23)

●南シナ海の状態について議論し、信用と信頼を損ない、緊張を高め、また、地域における平和、安全及び安定を損ない得る、地域における埋め立て、軍事化、活動及び深刻な事案について、複数の国から深刻な懸念が表明された。複数の国が、海洋及び海における全ての活動及び海洋に関する主張は、1982年の国連海洋法条約(UNCLOS)の関連規定に基づかなければならないこ

とを提起。UNCLOSを含む国際法の普遍的に認められた諸原則に従って紛争の平和的解決を追求する必要性を再確認。さらに、南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由を維持し促進する重要性を再確認するとともに、UNCLOSを含む国際法に従って南シナ海を平和、安定及び繁栄の海とすることの利益を認識。ASEANは、南シナ海における行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行することを約束。進行中の交渉の進展に留意するとともに、UNCLOSを含む国際法と統合的な南シナ海における行動規範（COC）に向けた交渉を継続。相互信用と信頼を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動に当たって自制し、状況をさらに複雑化させる可能性のある行動を回避する必要性を再確認。今年がDOC署名の20周年及びUNCLOS署名の40周年を記念することに留意。（パラ25）

●台湾海峡の平和及び安定の重要性を再確認するとともに、兩岸問題の平和的な解決を求めた。ASEAN加盟国は、各々の「一つの中国」政策を改めて表明。日本は、台湾に関する基本的な立場に変更がないことを強調。（パラ26）

●非核化された朝鮮半島の恒久的な平和及び安定を実現するため、全ての当事者による平和的な対話の重要性を強調。地域及び世界の平和と安定を脅かす懸念すべき事態である北朝鮮による大陸間弾道ミサイル（ICBM）実験及び弾道ミサイル発射の最近の急増に重大な懸念を表明。北朝鮮に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全に遵守することを求め、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を平和的な方法で実現するための国際的な取組の重要性を改めて表明。ASEANは、当事者による平和的な対話に資する雰囲気促進の上で、ARF等のASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、建設的な役割を果たす用意がある。拉致問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念に対処することの重要性を改めて表明。（パラ27）

●ミャンマーにおける最近の情勢について意見交換し、4名の民主活動家の死刑執行を含む、同国の長期化する政治的危機について懸念を表明。2022年1月のフン・セン・カンボジア王国首相によるミャンマー訪問及び2022年3月及び6月下旬から7月上旬にかけてのミャンマーに関するASEAN議長特使としてのブラック・ソコン・カンボジア王国副首相兼外務国際協力大臣によるミャンマー訪問を含め、状況に対処するための取組を歓迎。ミャンマーに

関しては、ASEANの5つのコンセンサスの実施にほとんど進展がなく、ミャンマーの現地情勢は悪化しているが、現在の危機に対する平和的かつ恒久的な解決策を見いだすために、ミャンマーの人々に支援することをコミットする。日本は、第41回ASEAN首脳会議における「5つのコンセンサス履行に関するASEAN首脳のレビューと決定」の採択を歓迎。(パラ28)

●ウクライナ情勢に関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認。国際法及び国連憲章の遵守を繰り返し求めた。これに関連し、ウクライナ侵略に対する非難と、力や威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに対する強い反対に留意。いかなる核兵器による脅しも断じて受け入れられず、そのような兵器のいかなる使用も決してあってはならない。ウクライナにおいて困窮している人々に対する人道支援への安全で妨害されることのないアクセスの促進を求めるとともに、一般市民、人道支援従事者及び脆弱な状況にある人々の保護を求めた。敵対行為の即時停止と紛争の平和的解決を可能にする環境醸成の重要性を強調。(パラ29)

(了)